

令和5年 第2回真狩村議会定例会会議録

○開会及び閉会

開会 令和5年6月21日 午前10時20分
閉会 令和5年6月21日 午後2時39分

○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	松枝 主範
税務課長	高橋 和義	産業課長	八丁 幸一
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 安
保育所長	酒井 秀利	教育次長	釜野 克己
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	北野 一志		

○出席議会事務局職員

事務局長 馬淵 拓哉 書記 森 妙子

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 報告第1号 令和4年度 真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 7 同意第2号 真狩村農業委員会委員の任命について

- 8 同意第 3 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 9 同意第 4 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 10 同意第 5 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 11 同意第 6 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 12 同意第 7 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 13 同意第 8 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 14 同意第 9 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 15 同意第 10 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 16 同意第 11 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 17 同意第 12 号 真狩村農業委員会委員の任命について
- 18 議案第 1 号 真狩村税条例の一部改正について
- 19 議案第 2 号 真狩村国民保険税条例の一部改正について
- 20 議案第 3 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 21 議案第 4 号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 22 議案第 5 号 令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 2 号)
- 23 議案第 6 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 24 議案第 7 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 25 発議第 1 号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 26 議員の派遣について
- 27 閉会中の所管事務調査の申出について(総務産業・議運)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:20 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回真狩村議会定例会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番 大町徹君及び、5番 向井忠幸君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日1日と決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から令和5年5月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にして、お手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>行政報告を行います。</p> <p>これを許します。</p> <p>村長 岩原清一君</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>令和5年第2回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、第1回定例村議会以降における諸般の行政について、御報告を申し上げます。</p> <p>『令和4年度各会計決算状況について』</p> <p>お手元に資料を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>令和4年度の各会計の歳入歳出予算は、当初予算のほかに、当初では見込んでいなかった財政需要に対応するために補正予算の編成を行ってまいりました。</p> <p>その結果、最終予算額である予算現額は、全会計で34億500万8,622円となり、これに対する歳入決算額は33億9,110万7,052円、収入率は99.59%、歳出決算額は32億8,891万6,872円、執行率は96.59%となりました。</p> <p>各会計につきまして、決算の概要を御説明いたします。</p> <p>まず、一般会計における歳入は、予算現額に対して、歳入決算額が28億2,613万7,112円、収入率が99.49%となりました。また、歳出では、歳出決算額が27億3,348万1,811円、執行率が96.23%となりました。</p> <p>本年度の予算の繰越しは、資料に記載のとおり3事業あり、年度内に完了しない見込みとなったことから、繰越明許費の設定により、その執行を翌年度に繰り越しました。結果、歳入歳出差引残額が、9,265万5,301円となり翌年度に繰り越しました。この額から、繰越明許費の令和5年度に繰り越すべき一般財源189万5千円を差し引いた実質収支額は、9,076万301円となるものであります。</p> <p>次に、国民健康保険事業特別会計については、北海道が保険者として運営を担う中、村民の健康保持と保険給付を行い、医療保障の充実に努めるなど国保財政の健全化に努めたところであります。結果、歳入歳出差引249万2,519円の残額が生じ、翌年度に繰り越しました。</p> <p>次に、国民健康保険診療所事業特別会計については、3次元眼底像撮影装置や電子内視鏡システムなどの更新を行うなど、住民が安心して受診できる環境づくりに努めてまいりました。結果、繰越金はありませんでした。</p> <p>次に、後期高齢者医療特別会計については、高齢者の健康保持と増進</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>のため、健全な医療給付を進めるなど、北海道後期高齢者医療広域連合と協力の上、適切な制度運営に努めてまいりました。結果、歳入歳出差引6万6,500円の残額が生じ、翌年度に繰り越しました。</p> <p>次に、簡易水道事業特別会計については、安全で良質な水を需要に応じて安定的に供給し、村民の健康で豊かな生活環境の向上を図るため、見晴、共明地区の配水管布設替えや量水器取替え工事を実施するなど、簡易水道施設の適正な維持管理に努めてまいりました。結果、歳入歳出差引373万5,350円の残額が生じ、翌年度に繰り越しました。</p> <p>最後に、公共下水道事業特別会計については、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、浄化センターや下水道管などの適正な維持管理に努めてまいりました。結果、歳入歳出差引324万510円の残額が生じ、翌年度に繰り越しました。</p> <p>『農作物の生育状況について』</p> <p>お手元に資料を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと思えます。</p> <p>本年度の融雪期は、昨年より降雪量が多かったものの、3月以降の好天により融雪が一気に進み、平年より一週間程度早い4月5日頃となりました。</p> <p>春人参については収穫作業が順調に進み、品質面では割れやシミの発生が比較的少なく、製品率は80%程度と昨年より5%程度高い状況となっています。</p> <p>販売面では他府県産と出荷時期が重なりましたが、新型コロナウイルス感染症の5類引下げの緩和以降、人流の回復、観光需要の活性化に伴い、野菜全般的に需要拡大したことにより価格が高値で推移し、加工需要においても引き合いが強い状況となりました。</p> <p>春耕作業は天候に恵まれたことから、植付作業など順調に進みましたが、5月中旬までの強風や夜間の低温などにより発芽の遅れが懸念されておりましたが、下旬以降は少雨や気温も上がったこともあり、遅れを取り戻しつつあります。</p> <p>現在収穫されていますグリーンアスパラにつきましては、昨年同様に低温や強風などもあり遅れておりましたが、5月上旬以降の気温の上昇に伴い、共選開始が昨年より3日早い5月6日となりました。本年は少雨、低温の影響もあり、収量は前年比80%程度と減収しております。</p> <p>今後の見通しについては、近年6月が長雨になりやすい傾向から、生育の遅れや病気などが懸念されますが、十分な施肥管理や適期防除等に</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>努め、豊穰の秋が迎えられますよう期待するところであります。</p> <p>『観光客の入込状況について』</p> <p>お手元に資料を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと思ひます。</p> <p>北海道での令和4年度上半期の観光入込数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令されていた前年同期と比べ、22.1%の増加となった一方、感染症拡大前の令和元年度との比較では、おおむね7割程度にとどまっています。</p> <p>なお、水際対策については、6月には添乗員付きツアーの国内受入れが始まり、9月には添乗員の同行を伴わないツアーの国内受入が開始されたことなどから、訪日外国人の来道者は2万人となりました。</p> <p>当村全体の入込総数は70万6,380人、前年度対比106.7%と増加となりましたが、感染症拡大前の令和元年度との比較では、おおむね85%程度にとどまっております。</p> <p>羊蹄山自然公園は、キャンプ場の閉鎖を行わず例年どおりの開場となりましたが、週末の天候不順のため、キャンプ場利用者数は前年度対比104.5%にとどまりました。しかし、羊蹄山自然公園全体では前年度対比119.8%と、回復の兆しを感じられます。</p> <p>まっかり温泉利用者数の前年度対比は111.0%、コテージ利用者数の前年度対比は136.2%、マッカーリーナ利用者数の前年度対比は119.2%となるなど、昨年から引き続き増加傾向にありますが、感染症以前の8割程度となっております。</p> <p>フラワーセンターは、利用者数の前年度対比が121.3%と増加しました。令和4年度からは新たな指定管理者に運営をお願いしており、多彩なイベントの実施や、消費者ニーズの把握など、新たな運営に取り組んでいただいたと考えております。</p> <p>湧水利用者は、昨年度比102.2%と増加しましたが、パークゴルフ場やその他の施設の利用状況は、昨年度比78.5%と大幅な減少となりました。</p> <p>イベント入込状況については、ほくほく祭りがオンライン開催となり、入込数としては計上できませんでしたが、村民お祭り広場やスリッパ卓球などのイベントが開催されたことから、コロナ禍以前である令和元年度の約80%まで回復しました。</p> <p>令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となり、制限が緩和されることとなりました。今後は、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>基本的な予防行動を踏まえながら、地域交流の活性化を図ってまいります。</p> <p>『社地区分譲地造成事業について』</p> <p>本事業は、住環境の整備と移住・定住促進を目的とした分譲宅地造成を、村有地を無償譲渡する中で民間事業者の活力を導入して実施し、魅力ある地区開発を行うものであります。</p> <p>令和4年5月の事業者決定以降、準備を進めてまいりましたが、本年5月より造成工事が始まり、工事の完了は8月中旬を見込んでおります。</p> <p>分譲地の販売については、6月から希望者の現地案内など、事前予約を受け付けることとしております。順調に事業が進み、移住・定住につながることを期待しております。</p> <p>今定例会には、令和4度繰越明許費計算書の報告1件、人事案件12件、条例の改正4件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算3件の計20件の議案等を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで行政報告は終わりました。</p>
日程4	〃	<p>日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君</p>
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>令和5年第2回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回以降の教育行政について報告いたします。</p> <p>学校の「これまで」を一変させた新型コロナウイルス感染症でしたが、長く続いた対応が変わり、ウイズコロナにおける学校生活が始まっています。今後は、平時と流行時とを区別した対応が肝要となり、換気や手</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>洗い等、これまでに習慣化されたものを継続しながら、学校の日常を取り戻し、子どもたちが互いの笑顔を間近に見ながら、のびのびと学校生活を満喫できる本年度が続いていくことを願っています。</p> <p>はじめに、学校教育について8点御報告いたします。</p> <p>1点目は、御保内小学校の閉校についてです。118年の長きにわたり、「地域に浮かぶ船」として、多くの子どもたちが学び、多くの人々が交わってきた御保内小学校が、その歴史に終止符を打ち、3月末をもって閉校となりました。村長はじめ関係各位の出席のもと、感謝と惜別の情にあふれた閉校式が執り行われました。大勢の出席者を前に、臆することなく思い出と今後の決意を述べた子どもたちの姿に、本校教育の確かさを改めて実感したとともに、新たな学び舎へ明るく元気に通う子どもたちの笑顔に、御保内地区の皆さんが安心していただけるよう、真狩村全ての子どもたちの幸せと自己実現を支える教育行政推進の決意を新たにしたところです。現在、新1年生3名を含む14名の子たちが、真狩小学校で学んでいます。御保内小で培ってきた発表力や豊かな表現力が光り、集会行事等で活躍していると聞いております。</p> <p>2点目は、本年度当初の教職員人事異動についてです。小・中・高全ての校種で校長が入れ替わるなど、本年度当初の人事異動では、小学校6名、中学校8名、高校5名と多くの転入教職員を迎え、新しい風が吹く中で新年度がスタートしております。入学式での告辞を通じて、学校に対しては、一人一人の子が持つ資質や可能性が閉じこまることなく、すくすくと伸びる場としての学校づくりをお願いし、保護者には、家庭と学校と地域のそれぞれの役割を認識して、力を合わせて幸せな子どもたちを育てていきたいと思いますとの啓蒙を図ってまいりました。</p> <p>3点目は、全国学力・学習状況調査についてです。4月に小・中学校とも、本調査を支障なく終えております。小学校6年生、中学校3年生が調査に臨み、今後、本村における小・中、それぞれの出口段階での学力状況が明らかになることと思います。各学校においては、正式な結果の公表を待つことなく、調査終了後、即座に自校で採点を行い、定着度合いを確認するとともに学び直しの必要箇所を明らかにするなど、卒業までの限られた時間を無駄にすることなく、子どもたちの学びへと還元するための取組を行っています。7月に結果公表がされますので、公表され次第、改めてお知らせいたします。</p> <p>4点目は、学校行事についてです。中学校では、2泊3日の仙台、松島への修学旅行を無事に終え、高校においては、本日より1年生がネイパ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ル森での宿泊研修へ出発しています。</p> <p>また、天候に気を揉まされましたが、運動会・体育大会が終わり、御家族や地域の方々に、子どもたちのはつらつとした姿を御覧いただくことができました。季節ごとの学校行事は、学校生活に変化や秩序を生み出し、豊かな学校文化を創り出すものです。コロナ禍を抜け出し、保護者や地域住民と学校とが再び結びつく貴重な場を再び取り戻すことができていくことを大変喜ばしく感じています。</p> <p>5点目は、異校種間連携についてです。思いやりの心や規範意識、コミュニケーション能力などを育てるとともに、誰かの役に立つ有用感を高める異校種間連携の推進に、真狩高校生が活躍しています。小学4年生との大豆学習や保育所4歳児との花の苗植えなどが行われています。現在、保育所玄関前の階段を彩っているプランターは、その際に植えられたものです。</p> <p>6点目は、同じく高校生の活躍についてです。農業クラブの三大事業の一つである「意見発表」の校内大会に入賞した3名の生徒が、今月末、真狩高校を当番校に開催される南北海道大会へ出場することとなっています。また、定通体連後志支部大会にバスケット部、バドミントン部、バレーボール部が出場し、バスケット男子準優勝、バドミントン男子団体優勝、同じく女子団体準優勝、バレーボール男子優勝、同じく女子準優勝となり、バドミントン部の男・女団体、男子3名、女子1名、そしてバレーボール部男・女が定通体連の全道大会へ出場しました。結果は、バドミントン女子団体3位、バレーボール男子準優勝、バレーボール女子3位となり、準優勝となった男子バレーボール部が全国大会へと進むこととなっております。</p> <p>7点目は、不登校に係る状況についてです。小・中学校ともに、欠席がちな状況にある子、あるいは不登校状況が続いている子が数名います。続けての欠席が気になる小学生に対しては、個々の状況を細かに捉えながら、担任をはじめ、組織的な対応を継続しています。中学校においても、同様な対応が続けられておりますが、欠席することが減り、放課後にも上級生や同級生と一緒に活動するようになっている生徒、教育支援センター「まっかりクラブ」での学びが定着し、毎回、訪れては学校の進度に合わせた補習を行っている生徒、依然として登校はできていないものの家庭との緊密なつながりにより登校意思が芽生え始めている生徒など、それぞれに少しずつではありますが前向きな変化が見られ始めてきています。不登校支援にあたっては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>的自立への意欲を向上させることや、各学校において全ての児童生徒が安心して学ぶことのできる「居場所づくり」「絆づくり」が進められることが肝要と考え、引き続き、学校と緊密な連携の下、丁寧に進めてまいります。</p> <p>8点目、最後です。小中一貫教育関係についてです。令和4年度に策定した「真狩村小中一貫教育基本方針」に沿って令和7年度からの小中一貫教育の本格スタートを目指して、本年度からは英語の中学校教員による小学校での乗り入れ授業を実施しています。今後、乗り入れ授業をはじめ、目指す子ども像の具現化に迫るためにも、校種の違いを乗り越えて互いの良さに学ぶとともに、新しいものを吸収し合って授業改善を軸に進め、つなぎ目のない「子ども主体」の学校づくりに小中一体となって取り組んでまいります。過日、開催しました小中一貫教育推進協議会においては、令和6年度末までのタイムスケジュールを改めて整理し直し、本格実施までのゴールを明確にして取組を進めていくことを確認いたしました。</p> <p>次に、社会教育について、5点御報告いたします。</p> <p>1点目です。野球少年団についてです。真狩小学校・倶知安東小学校・京極小学校の3校からなる合同チームが、後志大会において準優勝を果たし、7月に旭川市で行われる全道大会へ出場することとなりました。7年前とは異なり合同チームということではありますが、8名の真狩小の子たちのさらなる活躍を期待し、応援したいと思います。</p> <p>2点目は、文化財保護審議会兼羊蹄ふるさと館運営協議会の開催についてです。羊蹄ふるさと館の夏季開館におけるイベントの内容、移動展示等について協議した他、所蔵資料の解説や説明の充実を図るための具体的な方法や村のホームページへの掲載等を周知し、意見をいただきました。本年度の夏季開館の日程については、現在、最終の調整中です。</p> <p>3点目は、社会教育委員会並びに公民館運営審議会の開催についてです。教職員の異動や各団体の役員交代などに伴い、新しく4名の委員を委嘱するとともに、昨年度の事業評価調書並びに、本年度の事業計画についてお諮りしました。家庭教育の推進については、子どもと保護者が一緒に成長できる学習の機会のさらなる充実を求める御意見をいただいております。</p> <p>4点目は、桂長寿大学についてです。昨日、4名の受講生を迎えて開講式を行いました。人生100年時代といわれる昨今、「教育・仕事・老後」という3つのステージの単線型人生ではなく、より多様で豊かな生き方</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5		<p>や暮らし方が求められている中で、充実した人生を送るためには、生涯にわたり学びを通じた成長が求められます。仲間と共に学ぶ喜びを通して生きがいを感じるとともに、豊富な経験や知識・技能を活かして積極的に社会参画を果たそうとする意欲につながるよう、内容を工夫し、参加した方々に満足いただける運営となるよう努めていきたいと思いをします。</p> <p>5 点目です。南こぶ山登山会の実施についてです。18 日、羊蹄山の山開きにあわせて、南こぶ山登山会を実施し、子どもから大人まで総勢 25 名の参加をいただきました。これから本格的な登山シーズンを迎えるにあたって、多くの方々が本村を訪れ、事故なく安全に登山を楽しまれるとともに、本村の魅力を大いに味わっていただけることを期待するところです。</p> <p>以上、学校教育並びに社会教育に関する教育行政報告といたします。今後も、村議会をはじめ、地域住民、教職員の皆様の御理解と御協力、御支援を賜り教育行政を推進してまいります。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで教育行政報告は終わりました。</p>
	〃	<p>日程 5 報告第 1 号 令和 4 年度真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を行います。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>報告第 1 号 令和 4 年度真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について 令和 4 年度真狩村一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。 令和 5 年 6 月 21 日提出</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。繰越計算書となっております。</p> <p>本件につきましては、令和4年度一般会計補正予算第11号及び第12号において、令和5年度への予算の繰越しの議決をいただいております。この度、繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、報告するものでございます。</p> <p>6款 農林水産業費、1項 農業費、担い手確保・経営強化支援事業につきましては、意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手の農業機械等の導入を支援するための国の補助事業となりますが、1経営体がトラクター、移植機、ロータリーなどの農業機械を購入するもので、年度内までに納品される見込みがないことから繰り越し、5月9日までに全て納品されております。</p> <p>7款 商工費、1項 商工費、羊蹄山自然公園施設整備事業につきましては、自然公園に設置しているファミリートリム現代木登り遊具の修繕工事となりますが、部品の製造が予定より遅れ、冬期間となりましたが、現場の状況から雪解け後でないと施工ができないため繰り越し、工期を7月31日までとして、修繕作業を行っております。</p> <p>11款 災害復旧費、2項 農林水産業施設災害復旧費、その他林道南部支線災害復旧事業につきましては、昨年8月16日の大雨により林道の路盤が崩壊したため復旧工事を実施するものです。国の災害査定が10月下旬に行われたことにより年度内の完成は難しいことから繰り越し、工期を9月30日までとして施工中であります。</p> <p>翌年度繰越額の合計額は1,987万円となります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	以上で報告第1号 令和4年度真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告を終了しました。
日程6	〃	日程 6

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>村長 岩原清一君</p>
	<p>村 長 (岩原清一)</p>	<p>同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任について 真狩村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>記</p> <p>住所 真狩村字真狩4番地74</p> <p>氏名 川南哲人</p> <p>生年月日 昭和33年5月31日</p> <p>令和5年6月21日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>提案の理由でございますが、現委員の渡邊勲氏は、令和5年7月22日をもって任期満了となるため、後任の委員を選任するものであります。</p> <p>固定資産評価審査委員会委員は、中立・専門的な立場から固定資産の価格に関する不服について審査を行うものであり、真狩村民、固定資産税の納税義務者、固定資産税の評価について学識経験を有する者のうちから選任することとなっております。</p> <p>任期につきましては、令和5年7月23日から令和8年7月22日までとなります。</p> <p>川南氏は、現在65歳であります。昭和56年4月に真狩村農業協同組合、現在のJAようていに入組し、JAようてい経営相談課長、組合員課長等を務められ、本年5月に退職をしております。42年の長きにわたり真狩村農業の振興発展に努められました。組合員はもとより、地域住民からの信頼も厚く、人格、見識ともに優れており、地域事情にも詳しい川南氏は委員の要件を十分満たしていると考え、ここに選任し、同意を求めるものでございますので、よろしく願いいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範)</p>	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	<p>〃</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		これで質疑を終わります。
	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。 お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。
日程 7	〃	日程 7
日程 8		同意第2号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 8
日程 9		同意第3号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 9
日程 10		同意第4号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 10
日程 11		同意第5号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 11
日程 12		同意第6号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 12
日程 13		同意第7号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 13
日程 14		同意第8号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 14
日程 15		同意第9号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 15
日程 16		同意第10号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 16

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 17	村 長 (岩原清一)	<p>同意第 11 号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 1 7</p> <p>同意第 12 号 真狩村農業委員会委員の任命について 以上 11 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君</p> <p>同意第 2 号 真狩村農業委員会委員の任命について 下記の者を真狩村農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等 に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 真狩村字桜川 458 番地 氏名 下隆志 生年月日 昭和 42 年 8 月 3 日 令和 5 年 6 月 21 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>提案理由につきましては、令和 5 年 7 月 19 日をもって現農業委員会委員 の任期が満了となることから、新たに委員の任命を行うものであります。 同意をいただいた後の任期につきましては、令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日まででございます。 以下、12 号まで同じ内容でございますので、住所と氏名、生年月日を 紹介させていただきます。</p> <p>同意第 3 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字豊川 223 番地 3 氏名 大廣正紀 生年月日 昭和 51 年 11 月 21 日</p> <p>同意第 4 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字富里 180 番地 3 氏名 守谷隆伸 生年月日 昭和 46 年 5 月 27 日</p> <p>同意第 5 号 真狩村農業委員会委員の任命について</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>住所 真狩村字見晴 79 番地 氏名 高倉正志 生年月日 昭和 40 年 4 月 19 日</p> <p>同意第 6 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字社 193 番地 1 氏名 近石公夫 生年月日 昭和 39 年 8 月 5 日</p> <p>同意第 7 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字共明 288 番地 3 氏名 野村秀幸 生年月日 昭和 33 年 5 月 17 日</p> <p>同意第 8 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字真狩 4 番地 4 氏名 清水貴則 生年月日 昭和 26 年 1 月 21 日</p> <p>同意第 9 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字緑岡 112 番地 1 氏名 廣瀬弘和 生年月日 昭和 27 年 1 月 7 日</p> <p>同意第 10 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字神里 107 番地 氏名 山田健一 生年月日 昭和 32 年 1 月 1 日</p> <p>同意第 11 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字加野 35 番地 15 氏名 影山敏彦 生年月日 昭和 51 年 1 月 3 日</p> <p>同意第 12 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字共明 175 番地 13</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>氏名 金丸勝 生年月日 昭和 41 年 10 月 24 日</p> <p>以上、11 名の同意案件でございます。 これら 11 名の農業委員会委員の任命同意を求めることにつきまして、地区会長宛の文書及び村のホームページ等で募集をいたしまして、それぞれ地区の推薦、あるいは団体の推薦、公募で募集された方々でございます。先日評価委員会を開催させていただき、11 名の方々につきまして、それぞれ評価委員会の中で議会に提案すべきとの意見をいただいておりますので、ここに任命し、同意を求めるものでございます。 よろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから同意第 2 号 真狩村農業委員会委員の任命についてから、同意第 12 号 真狩村農業委員会委員の任命についてまで、11 件を一括して採決します。 お諮りします。同意第 2 号から同意第 12 号までについては、これに同意することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 同意第 2 号 真狩村農業委員会委員の任命についてから、同意第 12 号 真狩村農業委員会委員の任命についてまで 11 件は、同意することに決定しました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 18	議 長 (佐伯秀範)	<p>日程 18</p> <p>議案第1号 真狩村税条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第1号 真狩村税条例の一部改正について 真狩村税条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年6月21日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページ以降に改正本文及び新旧対照表、そして改正ポイントを記載した説明資料を添付しておりますが、説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>主な改定点ですが、村民税関係では、1点目として、来年1月からの森林環境税の導入に伴い、賦課徴収の方法について規定するほか、特別徴収の方法により徴収する給与所得及び公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するなどの改正となります。</p> <p>2点目は、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年から変更のない場合は、記載事項を簡素化できる措置を講じるための改正。</p> <p>3点目は、2ページ・3ページの村たばこ税関係も含めまして、給与特別徴収及び法人村民税、そして、たばこ税の納付書について、電子納付用のEL(エル)－QRコードを印字した様式を新設する改正となります。</p> <p>2ページの軽自動車税関係では、種別割のミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車に位置付けられる電動キックボード等を除外して、50CC以下の原動機付自転車の区分へ変更する改正となります。</p> <p>3ページの附則の関係では、1点目として、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税特例について、適用期限を令和9年度まで3年延長するための改正。</p> <p>2点目は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を講じるための改正。</p> <p>3点目は、軽自動車の環境性能割の非課税及び税率の特例については、臨時的軽減措置の終了により規定を削除するための改正。</p> <p>4点目は、軽自動車の燃費・排ガスの数値について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者と見なして、軽自動車税環境性能割・種別割の</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げるための改正。</p> <p>5点目は、より環境性能の良い車両の普及を促進する観点から軽自動車税の種別割のグリーン化特例の適用期間を最大令和8年度まで3年延長するための改正。</p> <p>6点目は、4ページの優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、令和8年度課税まで3年延長するための改正となります。</p> <p>その他、上位法令の改正等に伴う条項ずれや用語の整理などの改正となります。</p> <p>附則では、施行期日や村民税、固定資産税、軽自動車税に関しての経過措置を定めたもので、令和5年4月1日、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日など改正規定ごとの施行期日を定めています。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第1号 真狩村税条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号 真狩村税条例の一部改正については、原案のとおり可決</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 19	議 長 (佐伯秀範) 副 村 長 (長船敏行)	<p>されました。</p> <p>日程 19 議案第2号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p> <p>議案第2号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について 真狩村国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年6月21日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開き下さい。</p> <p>改正理由につきましては、まず1点目は、第22条の2につきましては、錯誤により第23条の2に訂正するものでございます。</p> <p>2点目は、令和4年4月1日の条例改正により未就学児に係る均等割保険料の減額規定を第22条第2項として追加したところではありますが、本来それと同時に条文中の第22条第1項の文言を第22条の文言などに改正する必要がありましたが、失念しておりました。誠に申し訳ありませんが、今回訂正をさせてもらうものでございます。その該当する部分が2ページにかけての附則第2項、第3項、3ページにかけての第4項、第6項、4ページの第7項、5ページにかけての第8項、第9項、6ページにかけての第12項、第13項となります。</p> <p>次に7ページを御覧ください。3点目は、国の財政支援により新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国保世帯に対して国民健康保険税の減免措置を実施しておりましたが、5月8日よりコロナが5類感染症に位置付けられたことに伴い、令和4年度相当分をもって国の財政支援が終了となることから、それに合わせて減免措置を終了するため、附則第14項の減免する保険税を令和4年度分の保険税であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険税とすることに文言を改正するものです。</p> <p>附則としてこの条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 20	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 2 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 2 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 20 議案第 3 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 3 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和5年6月21日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行により「子ども・子育て支援法」等が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>まず、1点目は、「子ども・子育て支援法」の第19条の項ずれにより改正が必要となる箇所が、これはいっぱいありまして、まず第4条第2項、2ページにかけての第6条第2項、第3項、第7条第2項、3ページの第8条、4ページにかけての第13条第4項、5ページの第20条、6ページの第35条第1項、第2項、7ページにかけての第3項、第36条第1項、第2項、8ページの第3項、9ページの第37条第2項、10ページの第39条第2項、11ページの第51条第1項、第2項、12ページにかけての第3項、13ページの第52条第1項、第2項、14ページにかけての第3項となります。</p> <p>次に5ページをお開きください。2点目は、第15条第1項第3号は、「学校教育法」の第25条の項ずれによる改正となります。</p> <p>3点目は、法律の改正により所管が厚生労働省から内閣府になるため、5ページの第15条第1項第4号及び10ページの第44条においては、内閣総理大臣に、8ページから9ページにかけての第37条第1項においては、同令に改正となります。</p> <p>次に11ページをお開きください。4点目は、第48条は、内閣府令の改正により文言を改めるものです。</p> <p>続いて14ページをお開きください。附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 21	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第3号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第3号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 21 議案第4号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第4号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年6月21日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、そちらの1ページをお開きください。 改正理由につきましては、こちらも議案第3号と同じ理由により本条例について所要の改正を行うものです。法律の改正により所管が厚生労働省から内閣府になるため、第26条において、内閣総理大臣に改正とな

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		ります。 附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。 以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第4号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第4号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
11:20	〃	ここで休憩します。 11時30分より再開いたします。
11:30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 22	〃	日程 22 議案第5号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長船敏行)	<p>提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p> <p>議案第5号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第2号) 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,070万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,828万6千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(地方債の補正)</p> <p>第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。 令和5年6月21日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、9ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、3目、11節 役務費、雑木処理料60万円の追加です。川崎集会所横の桜の木など3本が枯れかかり倒木のおそれがあり、地区から伐採の要望も出ておりますので、処理料を追加するものです。</p> <p>7目、11節 役務費、光ファイバーケーブル移設手数料100万円の追加です。NTT柱や北電柱を利用して添架しておりますが、羊蹄山自然公園キャンプ場等に電力供給している電柱の経年劣化による建て替えが、本年度に変更されたことから当初予算に不足が生じるため、追加するものです。</p> <p>3款、1項、1目、1節 報酬、福祉係臨時職員報酬15万7千円の追加です。10節 需用費、消耗品費32万8千円の追加です。11節 役務費11万6千円の追加です。内訳として通信運搬費7万5千円の追加、10ページの口座振込手数料4万1千円の追加です。18節 負担金、補助及び交付金1,274万2千円の追加です。内訳として、北海道自治体情報システム協議会負担金24万2千円の追加、子育て世帯生活支援特別給付金350万円の追加、低所得世帯支援給付金900万円の追加です。</p> <p>これらの補正につきましては、二つの給付金を追加するものですが、1点目は、国が実施するコロナ下で物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金を給付するための予算措置となります。支給対象者は、令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>帯生活支援特別給付金」を受給した方又は令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方で、対象児童1人につき5万円を支給するもので、70人を見込んでおります。</p> <p>2点目は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下「臨時交付金」と呼ばさせていただきますが、その中に本年度は、1点目と同趣旨で低所得世帯への支援のために「低所得世帯支援枠」が設置され、交付金が配分されたことによる予算措置となります。支給対象者は、本年6月1日に世帯全員の令和5年度分市町村民税均等割額が非課税である世帯で、1世帯3万円を支給するもので、300世帯を見込んでおります。</p> <p>それと、これらの事務費として、事務を補うための報酬、コピー機等の消耗品、申請書等の送付、給付金の振込、特別給付金の給付に伴う「児童手当システム」の改修等の経費を追加するものでございます。</p> <p>また、これらの財源内訳ですが、子育て世帯生活支援特別給付金分については、国の補助金で全額賄われます。低所得世帯支援給付金分については、給付金及びその事務費を合わせた975万円のうち、当初の交付限度額が659万8千円の配分となっており、残りの315万2千円を一般財源としておりますが、今後の清算において、全額交付金として措置される予定となっております。</p> <p>2項、1目、10節 需用費、施設等維持修繕10万円の追加です。真狩16班のわんぱく広場に設置している滑り台に不具合があるため、修繕費を追加するものです。</p> <p>6款、1項、4目、18節 負担金、補助及び交付金、麦・大豆生産技術向上事業補助金1,518万1千円の追加です。国産麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する国の補助事業となりますが、事業実施主体となる真狩村畑作生産組合が補助メニューの「新たな営農技術の導入」主に排水対策技術の導入ですとか、土壌診断に基づく土づくりなどに取り組むため事業要望しておりましたが、事業採択となったため、追加するものでございます。</p> <p>8款、11ページの2項、2目、14節 工事請負費、村道維持工事187万円の追加です。4月16日の降雨と融雪により見晴地区の石村川に架かっている見晴3号橋の護岸が崩壊しました。早急に復旧工事をしないと橋台等への被害が拡大するおそれがあるため、既存の村道維持工事の予算から河川維持工事に187万円分、節内流用し工事を発注し、完了させておりますが、この予算執行によりまして、今後予定している村道の舗</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>装補修工事費に不足が生じるため、復旧工事で支出した分を追加するものです。また、当日の雨量及び融雪の量から公共施設災害の対象とならないことから、一般財源で予算措置しております。</p> <p>3目、10節 需用費、施設等維持修繕 53万9千円の追加です。緑岡地区にある除雪車庫の事務室及び休憩室の壁や天井が経年劣化により状態が悪化しており、クロスの張替え等を行うため追加するものです。</p> <p>3項、1目、14節 工事請負費、公営住宅等改修工事 374万円の追加です。村営住宅に雨漏りが発生し、小修繕では解消しないため、改修工事を行うもので、2箇所ありまして、まず1箇所目が白樺団地の1棟2戸については、現状の屋根の上から全面をトタンで覆う工法で工事を行い、もう1点目の真狩a団地1棟8戸については、屋根部分の外壁に防水塗装を施す工事を行うため追加するものでございます。また、財源としましては、公共施設整備基金を360万円充当するものです。</p> <p>10款、1項、2目、12節 委託料、電気工作物保守点検業務委託 14万3千円の追加です。旧御保内小学校につきましては、廃校となるため、点検業務を当初予算に計上しておりませんでしたけれども、施設維持のために継続して電気使用しているため、電気保安協会より保守点検の実施が義務づけられているとの指導がありましたので、追加するものでございます。また、財源更正がありまして、歳入で説明する公立学校情報機器整備費補助金 78万7千円の追加がありますので、国道支出金を増額し、その分一般財源を減額するものでございます。</p> <p>12ページの3項、2目、14節 工事請負費、体育館照明器具取替工事 39万6千円の追加です。照明器具等の価格が想定を上回る値上げにより工事費に不足が生じるため、追加するものです。</p> <p>4項、1目、13節 使用料及び賃借料、タクシー使用料 14万7千円の追加です。これは、真狩高校の京極方面からの生徒の送迎に行政連絡バスを使用しておりますが、使用できない場合には代替としてタクシーで送迎しており、新入生の状況により対象となる生徒が増えたため、小型タクシー1台を増加させる必要がありますので、追加するものでございます。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、寮生閉寮時交通費補助事業補助金 166万2千円の追加です。寮生の帰省等に係るバス借上げに対する補助金となりますが、保護者負担の上限を生徒1人当たり6万2千円とし、不足分を村が補助する仕組みとなっており、新入生の状況により対象となる生徒が減ったことや、バス借上料金の想定を上回る値上げにより補助金に不足が生じるため、追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>5 項、3 目 公民館総務費は財源更正で、歳入で説明する公民館屋外受変電設備事業債 600 万円の追加がありましたので、地方債を 600 万円増額し、その他財源として公共施設整備基金を充当しておりましたが、その分減額するものです。</p> <p>6 項、1 目、12 節 委託料、給食センター調理業務委託 176 万 1 千円の追加です。こちらについては 3 月の定例議会時の議員協議会で説明させていただいた件であります。予算案を議会にお諮りする直前に令和 4 年度までの委託業者より令和 5 年度以降は、調理員が確保できず、受託できないとの申入れがありましたので、近隣町村等で業務を受託している業者に声をかけるなどして調整した結果、2 社による見積り合わせを行い、委託業者を決定したところでありますけれども、当初予算につきましては、予算額を見直すいとまがなかったことから昨年度の委託業者の見積りを参考に措置しておりましたが、その予算では契約に至らないことも想定されましたので、委託期間を半年間として、受託業者と契約し業務を遂行しているところでありますけれども、年間の委託料に不足が生じるため追加するものでございます。</p> <p>13 ページの 12 款、1 項、1 目、3 節 職員手当等、時間外勤務手当 21 万 8 千円の追加です。こちらについては、先ほど説明した子育て世帯生活支援特別給付金業務及び低所得世帯支援給付金業務において、職員の時間外勤務手当を追加するもので、全額国の交付金及び補助金を充当するものでございます。</p> <p>歳出合計、補正前の額 27 億 1,758 万 6 千円、補正額 4,070 万円の追加、補正後の額 27 億 5,828 万 6 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、7 ページを御覧ください。</p> <p>14 款、2 項、1 目、4 節 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 659 万 8 千円の追加です。歳出で説明した低所得世帯支援給付金と事務費に対する国の交付金となります。</p> <p>2 目、4 節 子育て世帯生活支援特別給付金補助金 381 万 1 千円の追加です。内訳として、給付事業費補助金 350 万円の追加、給付事務費補助金 31 万 1 千円の追加です。歳出で説明した特別給付金と事務費に対する国の補助金となります。</p> <p>5 目、1 節 義務教育費補助金、公立学校情報機器整備費補助金 78 万 7 千円の追加です。当初予算に計上している GIGA スクールサポート業務 301 万 4 千円に対する国の補助金の交付決定がありましたので、追加するものです。</p> <p>15 款、2 項、4 目、1 節 農業費補助金、麦・大豆生産技術向上事業補</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>助金 1,518 万 1 千円の追加です。歳出の 6 款 農林水産業費で説明した補助事業に対する補助金となります。</p> <p>18 款、1 項、2 目、8 ページの 1 節 公共施設整備基金繰入金 240 万円の減額です。歳出で説明したとおり、公民館の受変電設備改修工事分を 600 万円減額し、公営住宅等改修工事分を 360 万円追加により、総じて減額となります。</p> <p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 1,072 万 3 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、3,003 万 7 千円となります。</p> <p>21 款、1 項、5 目、2 節 公民館整備事業債、公民館屋外受変電設備事業債 600 万円の追加です。当初予算に計上している公民館の受変電設備改修工事 800 万 8 千円の財源として、地方債の一般単独事業債が対象となることから追加するものでございます。</p> <p>歳入合計、補正前の額 27 億 1,758 万 6 千円、補正額 4,070 万円の追加、補正後の額 27 億 5,828 万 6 千円となるものです。</p> <p>次に、第 2 表 地方債補正について説明しますので、4 ページを御覧ください。</p> <p>公民館屋外受変電設備改修事業債につきましては、ただいま村債の追加の理由を説明させていただきました。起債の限度額を 600 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>1 番 大平君</p>
	1 番 (大平慎一郎)	<p>質問させていただきたいと思います。</p> <p>質問の内容につきましては、教育費、12 ページです。保健体育費、給食センター運営費の委託料、給食センター調理業務委託 176 万 1 千円の追加補正の件でございます。先ほど、副村長から説明がありましたが、先の常任委員会では、「3 月の議員協議会で報告のとおり」と前置きがありまして、簡単な説明がございました。その内容につきましては、「今年の 2 月に入り、今の委託業者から事業を撤退するとの申出があった。急な話であったので、4 月から事業のできる業者を探した結果、2 社からの</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>申出があり、参考見積りを取った。その結果、当初予算の金額では通年1年間の契約をするには足りなかつたので、半年間の契約とした。そこで、今回その不足分を補充するために、追加補正をいたしたい。」という内容でございました。御存じのとおり、私は3月の議員協議会の時には議員ではありませんでしたので、その時の説明は聞いておりません。今回まず、次の5点について質問させていただきたいと思います。</p> <p>まず、第1点目でございますけれども、撤退の申出が2月のいつ頃かはわかりませんが、業者撤退の申出後、3月に新年度予算を審議すべく予算委員会並びに定例会が開催されております。事業者の撤退により、予定されていた予算額の見直しが必要であるならば、物理的には当初予算に盛り込むことはできたはずであります。なぜそれを急いで行わなかつたのか、教えていただきたいと思います。</p> <p>2点目です。3月の議員協議会は、いつ開催したのでしょうか。このような重要な。私は重要と思っております。案件について、議員協議会での説明は適切であったとは私は思いません。3月には常任委員会が開催されております。なぜ、そこでの説明ではなかつたのでしょうか。</p> <p>3点目です。2社から参考見積りを取ったと聞きました。先の常任委員会の説明では、「その参考見積りを正式見積りとした」と私は聞こえました。そのような手法ってあるのでしょうか。たぶん、それは私の聞き違いだと思いますけれども、確認をさせていただきたいと思います。また、既に契約済みの金額、半年分の契約ですね。その設計書、設計価格は半年分の事業のものと思いますが、当初予算などから設計価格をどのように導いたのか、教えていただきたいと思います。</p> <p>次は4点目でございます。今回の半年の契約の関係でございますけれども、政令、地方自治法施行令及び真狩村財務規則、そこに定める額を超える契約は、政令、各法の定めに該当しない場合は、入札が必要とされております。契約に当たって、競争入札を行ったのか、または随意契約としたのか。仮に随意契約としたならば、どのような根拠で行ったのでしょうか。そして、この入札、または見積り合わせは、誰がどこで行ったのでしょうか。</p> <p>ちょっと長くなります。最後、5番目です。仮に今回の補正が可決された場合、残りの半年分について、どのような方法で契約をするつもりなのでしょうか。前期の契約業者と随意契約をするのでしょうか。また、後期分に向けて、指名競争入札を行うのでしょうか。2社からの見積り合わせをするのでしょうか。できれば根拠も含めて御回答いただきたいと思います。以上でございます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 教 育 次 長 (釜野克己)	<p>答弁 釜野教育次長</p> <p>大平議員からの御質問にお答えしたいと思います。今、5点について御質問をいただきましたが、そのうち私が答えられない部分もあろうかと思いますが、私が答えられる部分について、私の方から御答弁、御説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず1点目につきまして、前委託業者の撤退の申出はいつだったのかという御質問だったと思います。撤退の申出はいつだったか。2月のはじめという説明を受けたが、いつだったのかということですが、2月の何日まではちょっと記憶していませんが、2月の第1週のときに正式に撤退するというので、正式に申出を受けたというふうに記憶しております。</p> <p>2点目の、議員協議会での説明が適正だったのかどうかということについては、私の方からはお答えを控えさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>3点目の、2社参考見積りということで説明されたが、その見積りは正式見積りというように聞こえたのだけれども、ということでしたが、最初に見積りをいただいたときには、あくまでも参考見積りということで、いただいているものでございます。</p> <p>(大平議員「参考見積りを正式見積りにしたいというお話を私には聞こえたのです。参考をもらって、それを参考見積りにしたのか。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>大平議員 (大平議員「申し訳ございません。」)</p>
	教 育 次 長 (釜野克己)	<p>すみません。私が認識不足でした。参考見積りをもらったものを正式見積りにしたという意味で伝えたことではなくて、参考見積りを参考にしながら正式な見積りを導いたということで御理解をいただければというふうに思います。</p> <p>それから4点目、財務規則等々の関係の御質問でございますが、通常であれば5社以上の競争入札が適当な契約だと思われるが、どのようなお考えかということでございますが、御存じのとおり4月から給食は始めなければならないというふうな状況の中、2月に撤退を受け、あと2か月の中でその業者を選定し、契約をしなければならないというふうな中で、4月から実際に調理員、業務員を手立てした中で対応できる</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
11 : 57	議 長 (佐伯秀範)	<p>業者がいるのかどうなのかということを含めながら進めていたわけですが、調理業務員をあてがいながら4月からすぐにスタートできるという業者が2社しか見つからなかったということで、2社での見積り合わせという形で、随意契約ということで扱わせていただいたものでございます。したがって、競争入札はしておりません。</p> <p>5点目であります、その随意契約する根拠というものは何かという御質問でございますが、財務規則等々細かく記憶しているところはないのですが、5社を選定することができない状況だという背景の下、やむなく随意契約の手順を踏んだということで御理解をいただければと思います。</p> <p>答弁漏れがあるかと思いますが、以上、御説明、御答弁とさせていただきます。</p> <p>(大平議員「答弁漏れが多いのですけれども、私がまた質問すると回数になります。」)</p> <p>ただいまの大平議員の質問に対して、答弁調整をいたします。それに時間が掛るようですので、ちょうどお昼となりますので、ここで昼食のため、休憩といたします。</p> <p>午後1時30分より再開いたします。</p> <p>休憩といたします。</p>
13 : 30	〃	休憩を解き、会議を続けます。
	〃	<p>質問者も、それから答弁者も簡潔明瞭な発言をお願いいたします。</p> <p>釜野教育次長、答弁をお願いします。</p> <p>釜野君</p>
	教 育 次 長 (釜野克己)	<p>お時間をいただきまして、申し訳ございませんでした。午前中の答弁漏れ等を含めまして、御説明、御答弁をさせていただきます。</p> <p>重要案件については議員協議会ではなく、常任委員会等でやるのが適正であるということなどの御質問に対して、時系列を含めまして御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>2月3日に、前委託業者から正式に撤退申出をいただいたところでございます。ただ、申出はいただいたものではございますが、4月を目前にしながら、なかなか新しい業者というのも難しい面もあるというふうに</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>考えまして、その委託しております業者に、なんとか続けていただけないかというようなことで、慰留もしたところでございます。その慰留の結果、2月末頃に慰留には応じられないということでございました。それから、4月から調理業務をやらなければならないので、調理員の調達を含めて4月から業務を行ってもらえる業者を探したという経過になっております。その中で、3月2日に常任委員会がございましたが、3月2日には当然調整模索中ではございましたので、報告はできなかったという状況でございます。その後進めていきまして、業者決定にはまだ至っていないところではございましたが、その事務の進捗状況等を3月10日の議員協議会にて御報告をさせていただいたところでありました。その3月10日後にも引き続き調整を踏まえながら、2社の業者を探しまして、その2社から参考見積りをいただきながら、参考見積りの結果を踏まえて、正規な形ではないのですが、当初予算計上内で当座6か月間の契約をしまして、その後、6月補正計上いただきながら、年間の契約へと結びつきたい旨、3月16日の議員協議会で御説明し、御理解をいただいたものと考えているところでございます。</p> <p>4月に6か月間の契約をしたときの設計金額ということでございますが、先ほども申しました2社からの参考見積りを当初いただいておりますが、その参考見積りを参考にしながら設計額の作成をさせていただいております。</p> <p>2社選定による見積り合わせは、3月17日に教育委員会において、担当管理職であります私と、担当係長立会いの下、見積り合わせを実施しているものでございます。</p> <p>また、4月から9月までの半年間の契約ということで今はなっておりますが、10月以降の業務の契約方法につきましては、今現在6か月間契約をしております会社との随意契約ということで考えているものでございます。この給食センター調理業務委託につきましては、これまでも1社随契ということで年間契約を行ってきた経過にあるということも御理解をいただければというふうに思っております。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>大平議員、質問の部分、答弁漏れは大丈夫ですか。</p> <p>(大平議員「答弁漏れはありますけれども、2回目の質問と合わせて質問させていただきたいと思います。」)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)	<p>大平君</p> <p>それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、私が一番答えていただきたかった部分については、いっとう最初に質問しました、当初予算に盛り込むことはできたはずですけども、なぜそれを急いで行わなかったのですかということの質問したはずですけども、それに係る明確な答弁があったようには思いません。あえてこの質問をさせていただく部分につきましては、今回のこの件について、補正予算での対応は適正ではないと、私は思っているところでございます。なぜならば、御承知のとおり、予算については事前決議の原則というものがある。皆さん方御存じかと思うのですけれども、会計年度の始まる前に予算の事前決議が必要となります。そこで、その例外として、例外と言ったら語弊があるかもしれませんが、補正予算というものがございます。補正予算というものは、予算の調整後に生じた事由に基づいて追加の必要があった場合について、補正予算を調整して議会に提出することができるというものでございます。要するに、予算の調整後に生じた事由でございまして、今回につきましては、予算が議決されたのは、たぶん定例会の最終日、3月16日であったと私は思います。事業者からの撤退の申出は、先ほど2月頭なのか、2月下旬なのか、どちらともとれるような表現だったのですけれども、その前の2月に撤退の申出があったとしたならば、その予算の調整後に生じた事由には当たらないのではないかなと思っております。予算の調整前に起こった事由でございまして、そうであるならば、今回この補正予算は認められるものではなくて、当初予算に盛り込むべきではなかったかなと、そのように考えているところでございます。そこで、私が百歩譲りまして、当初予算になかなか間に合わないという状況であったならば、3月16日に議決し、4月までまだ半月ばかりの期間がございまして、その間、必死に補正予算を作って、そして臨時会を開催をして補正予算を提案するということは、物理的には可能であったのかなと思っております。現に3月末日には臨時議会を開催しています。先ほど申し上げましたように、補正予算については、予算の調整後に生じた事由に基づいて追加の必要性がある場合について、議会に提出ができるということでございます。私の解釈がもし間違っていたとしたならば、御指摘をいただきたいと思っております。</p> <p>それと、ちょっとこれは私は質問を追加するつもりではなかったのですけれども、2社からの参考見積りによって、そして2社からの見積り合わせを3月17日に行って、その立会いが係長と次長ですか。が行った</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ということで、これで決定ですか。見積り合わせにしても入札にしても、これは村長がやることではないですか。一次長、係長が半年間、1千数百万円の半分、それでも7、8百万になると思います。その金額の見積り合わせ、契約の執行というか、見積り合わせをするのですか。ちょっとこの辺については、改めて答弁をいただきたいと思います。</p> <p>それと、最後に言うておりました、半年間の契約を見積り合わせで決めたんでしょ、一つの業者と。そちらの方が安かったのだと思います。それで、今後どうするんですか。契約はどうするんですかということに対しまして、次長のお答えは、今の会社と随意契約を継続していくという考えを持っているという答弁でございました。この会社は、きちっとした会社だとは思いますが、実績として今日まで2か月とちょっとしか実績がございません。そういう中でも、冒頭からたぶんこれは1回半年契約を決めたら、後期も契約し、状況によっては翌年度も翌々年度も契約を続けるという、そういうことが前提にあつての答えなのかなと思っております。現時点で2か月半しか実績のない事業者に、1社のみ随契をするということは、私はおかしいのかなと思っております。この理由として、以前からの業者も1社のみ随契ですと続いていたという答弁がございました。この業者と、今入った2か月足らずの実績しかない業者とを同列で並べるということは、私はおかしいと思います。きちっと地方自治法、財務規則に基づく手法を使って、契約をしていただきたいなと思っております。</p> <p>今、1回目の質問に対する答弁漏れの関係についての質問と3点させていただきます。</p> <p>それで次に、私から2回目の質問ということでさせていただきます。</p> <p>学校給食業務は、学校が存続する限りはずっと必要であることは当然のことでございます。ただ、会計年度独立の原則から、基本的には年度を超す予算の計上、契約はすることはできません。しかしながら、1年間安定した業務の中で給食を提供する必要があると思います。いろんな事情があろうとも、議決をした予算が不足であったから、まずは半年分の契約をして、その後補正をいただいて、残りの期間を契約する。あまりにも短絡的ではないですか。少なくとも2月の事業者の撤退表明から4月の給食開始までの間に、予算の調整から契約まで必死に努力をした。事務方が必死に努力したというふうには見えられないのですが、いかがでしょうか。</p> <p>以上、質問です。よろしく申し上げます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 教 育 次 長 (釜野克己)	<p>答弁 釜野次長</p> <p>大平議員の御質問にお答えしたいと思います。度々答弁漏れがあるので、大変申し訳ございません。</p> <p>まず1点目、当初予算に載せられなかった理由ということでのお尋ねでございますが、我々といしまして、当初予算につきましては、昨年度で言えば3月16日の議会でのということになります。それ以前で常任委員会等々をくぐりながらの議会へということになるかと思いません。先ほど時系列でも御説明したとおり、3月のはじめの常任委員会までに4月以降の対応についてはまだ具体的なものがまとまらなかったということで、提案できなかったということで、御理解をいただければというふうに思っております。</p> <p>それにしても、3月16日の定例後3月31日までには時間があつたと、法令に基づく予算等々の組み方につきましては、3月中の補正も可能だったのではないかとございまして、それに対応できなかったというところで、ただただ担当としてはおわびを申し上げるだけでございます。</p> <p>あと、2社による見積り合わせを行ったところではありますが、その見積り合わせであっても村長立会いの下でやるべきであるというような御指摘でございますが、現実といしまして、村長も公務がありというようなこともあって、村の契約関係に係る入札であるとか、見積り合わせであるとか、全てを村長の立会いでやっているというものではないということをお理解をいただければというふうに思います。この見積り合わせにつきましては、担当管理職である私と担当係長で行いましたが、見積り合わせの結果の決裁等々については、当然教育長、村長までお話しいただいて、その後に契約を交わすという流れになっておりますので、御理解をいただければというふうに考えているところでございます。</p> <p>それから、質問として、学校給食のあり方ということの関係から、2月の申出から4月の給食の業務の開始まで2か月ほどの期間があつた。その中で、事務担当として精いっぱい汗水垂らしてやったようには見えないというお叱りでございます。そのとおり、私も寝ないで仕事をやったということは当然ございまして、事務が停滞したということもあろうかと思えます。その辺については、深く反省するところでございまして、今後適正な事務の進め方について精進してまいりたいということで、御答弁、御説明とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。以上です。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	教 育 次 長 (釜野克己)	<p>(大平議員「後期の契約について。前期の業者と随意契約はおかしいのではないかと私は思っていますということについて。」)</p> <p>申し訳ございません。4月以降、4月から9月までの、今は半年の契約でございます。10月以降につきましては、現契約者との随意契約を考えているということで、御説明をさせていただきました。議員御指摘のとおり、まだ今の業者については4月から2か月余りの、真狩村としては実績はないところでございます。ただ、この業者につきましては、京極町・喜茂別町の学校給食センターの調理業務を運営しております。但知安町の調理業務も運営しております。その運営状況につきましても確認をさせていただいておりますが、学校給食法や衛生管理基準を熟知した取組をよくやられている業者ということも確認しておりますし、この2か月間、私も現場にうかがいながら、その業者の調理業務に対する取組方も現場にて確認させていただいております。調理業務員その他、管理監督責任のある方も常時現場に出向きながら、指導、研修をしながら対応しているというような、そういう実態を確認する中、間違いのない業者ということで考えておりますので、10月以降もこの業者には是非とも続けていただきたいという思いで、随意契約をしたいということで考えているということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>大平君、答弁中の発言は控えてください。それから簡潔明瞭に質問をお願いいたします。</p> <p>大平君</p>
1 番	(大平慎一郎)	<p>わかりました。</p> <p>今、釜野次長から3点ほどの回答がございました。まず1点目については、時系列で説明があった。たぶん要約すると、なかなか予算編成が間に合わなかったからということに聞こえてきますが、見積書が来たから、来ないからということではなくて、予算につきましては、予算は予算です。契約の金額ではありません。正式ではなくとも、概算額をいただくとか、近隣の委託状況を参考にするとかして、契約に当たって不足のないような額を計上するものではないでしょうか。そうであるならば、業者が撤退したよ、見積りがまだちょっと届かないよ、常任委員会で説明ができていないよ。そういう理由で今回当初予算に盛り込めなかったというのは、理由にならないと思うのです。それは、急いで何らかの手法、要するに正式な見積り、正式な概算見積りでなくても間に合う予算</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>を何らかの形で取得して、近隣町村の業務なり、そういうものを取得しながら予算を計上して、予算を作って、新年度に間に合うように作るものだと思っております。先ほど言ったように、私はこの補正予算は適正ではない。それは地方自治法の211条、218条に抵触していると、私自身の解釈では考えておりますので、その辺、もし回答ができれば回答していただきたいと思っております。</p> <p>また、2社の見積り合わせについて、それは釜野次長と係長でやりましたよ。村長が公務とかそういう部分で忙しいので、立ち会わなかったですよ。当然設計書というか、予定価格は村長が書いているものとは思いますが、執行者は村長である。そういう中で、そういうことはよくあることだと。よくあることかどうか、私はわからないですけれども、確かにこれは金額的にはかなりでかい金額です。1年間の半分といえども、やっぱり1千万までもならないにしても、かなりの高い金額になっておりますので、やはりそれは入札するのが適当であり、2社の見積り合わせ。2社の見積り合わせができるということは、2社で入札できるので。それをやるべきではなかったかなと思っております。</p> <p>先ほど、</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)</p>	<p>手短にお願いします。</p> <p>後期の部分について、2か月半の実績に基づいて同じ業者と契約を締結するということ、これは他町村の事例を基に、そうですよ、優良な業者ですよ。たぶん優良な業者でしょう。ただども、業務をしている人は全く違うのですから、その辺私はおかしいと思います。できれば、地方自治法に基づいた入札なり、見積り合わせなり、きちっと後期の分についてはお願いをしたいなと思っております。</p> <p>最後に、3点ばかり質問させていただきます。ちょっと長くなって、申し訳ございませんです。</p> <p>私が去年の業者から聞いた話でございます。委託料を含めて、このままの状況では明年度はできない。昨年12月頃から教育委員会に言い続けてきたと聞いております。このことは、次長の言っている、2月に入ってから撤退表明とは明らかに異なるものであります。もしそうであるならば、業者の話に耳を傾けることもなく、それに対しての協議もしないまま、ずるずると引き延ばしてきた結果だったのではないのでしょうか。もっともっと早い段階での対応が必要であったと私は考えるのですが、いかがでしょうか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>2点目、昨年までは何年も続けている業者でありました。問題がなければ、事業の継続性からして、引き続ける場合は、随意契約が適切であると考えております。その前段に予算があります。予算編成に当たって、事業者から参考見積りなどをもらっているものと思います。また、昨今の物価高騰、人件費の底上げ、ある程度の店舗利益の確保、その辺を考えて、村は当初予算、当初の設計をしたのでしょうか。現状の事業者の事情などに耳を傾けることはできなかったのでしょうか。それが2点目です。</p> <p>3点目です。長年続けてきた近隣町村の業者です。その業者から、「このままでは対応できない、事業費が合わない」などの訴えに対して、ちょっと乱暴な言い方で申し訳ございません。「わかりました、別の業者を探します。地元ではなくて、全国展開している業者です。金額は、当初予算より170万円程度上げることになりました。補正予算を組みます。」ということですか。今回の補正後においては、委託料の予算額は、私が計算するに、1,493万円になります。令和3年度の決算額は、1,265万円、昨年度の当初予算は、1,260万円でございます、それと比較すると、補正を含めて233万円昨年よりも増となります。比率にして、18.5%の増となります。余談であります、同様に賄い材料費を比較すると、今年度予算1,427万4千円は、令和4年度当初に比較すると160万9千円の減です。10.1%の減となります。児童生徒は減っているのでしょうか。賄い材料費の減額に対して、事業者を変更した結果、委託料の大幅な増は、余りにも不自然さを感じてしまいます。今までも、今年度の当初予算においても事業費を押さえつけてきた結果と思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>以上の3点でございます。</p> <p>私は、このままの答弁では、不十分、不自然な説明からも、地方自治法の218条から言っても、この補正予算の提案は適正であるとは思いません。以上でございます。</p> <p>議長に最後にお願ひがあります。議案第5号につきましては、起立採決をよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 教 育 次 長 (釜野克己)</p>	<p>釜野教育次長 答弁</p> <p>大平議員の御質問にお答えいたします。まず、予算は予算ですと。概算予算でも予算というのは組めるよという御指摘かと思ひます。最終的になんぼなんぼということが確定しなくても、概算金額として予算を計</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>上することは、可能である (大平議員「そんなことは聞いていない。」)</p> <p>という御質問かと思いますが、我々の予算の査定に向かう意思としては、なるべくの確かな金額をはじきながら予算計上に向かうというような姿勢で取り組んでおりまして、そういう考えには至らなかったということで、これからまた勉強してまいりたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>211条、218条の御質問をいただきましたが、これについては私は理解するところでございませぬので、財政担当等からの御答弁をいただければというふうに思います。</p> <p>後期、10月以降の業者選定についても、よそでやっている業者だから、それを真に受けて随契するという考えはいかがなものかというような御質問かというふうに思いますが、先ほども申しましたとおり、今受けている業者の真狩村給食センターでの業務のやり方等も、私、現場でも確認しながら、この業者は間違いなく大丈夫だろうという判断の下、信頼を置きながら、今後も委託をしていただける業者だと判断をしていることも併せて、この業者と随意契約をしたいという考えでございませぬ。</p> <p>また、前委託業者とのやりとりといいますか、連携、連絡調整という部分での御質問もいただきましたが、この業者からは当然前々から「もう少し委託料を上げていただければいいのですけど」という話は当然いただいているものでございませぬ。しかしながら、今回撤退するに当たりまして、その委託業務の金額が大きく占めているものではなくて、業者として給食賄い業務を専門としてやっている業者でないということが、業者として大根底にあったというところで、業者から報告を私は受けておりますし、また、4月以降の会社が雇っている調理員の雇用状況、これについても不確定な部分が多すぎるというところで、撤退をしたいという申出でございましたので、やむを得ないねということで、最終的には至ったというところでございませぬ。当然その前業者からも毎年毎年参考見積りをもらいながら、1社随意契約をやっているところでございませぬが、その業者への委託金額につきましても、昨年でございますと、当然北海道あたりも労働者の時給が上がっているというようなこともございませぬので、先ほど、昨年の予算額では1,260万ほどだということで御指摘をいただきましたが、本年度の当初予算では1,310万を超える予算を当初の予算として計上させていただいたところでございませぬし、全く業者との協議をなされないままに勝手にやっているということではないということで、御理解をいただきたいというふうに思います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>また、最後、最終的には本年度の予算を計算すると、委託業者への支払が2,400万円ほどになると。それに比して賄い材料費が10数パーセント下がると。賄い材料費を削って委託業者の予算を上乗せしたかのように見えるというような、</p> <p>(大平議員「そんなことは言っていない。」)</p> <p>そんな感じにも捉えられる予算と考えられるというようなことだったと思いますが、あくまでも賄い材料は賄い材料として、児童生徒の数、教員数を基本とした計上をしておりますし、委託料につきましても、先ほど説明したとおり。参考見積りをいただきながら計上させていただいているというところで御理解をいただきたいと思います。以上です。</p>
14:08	議 長 (佐伯秀範)	休憩を取ります。
14:13	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
	〃	岩原村長
	村 長 (岩原清一)	<p>ただいまの大平議員の質問に全部答えるということではないのですが、私の立場からちょっとお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>この案件につきましては、12月の末に給食センターのおばさんが2人、60を過ぎたおばさんが退職したいという願いがあって、もう1人、旦那さんの都合で真狩を離れるということで、3名の方が退職するというようなことで、その後がまが、いろいろ努力したのですが、業者も努力したのですが、見つからないということから端を発したのかなと、私はちょっと思っておりました。一応1人は見つかったのですが、2人がどうしても見つからないということで、維持ができないというか、受けることができないというような認識であったというふうに思っております。</p> <p>そして料金が安いのは、うちの予算事情で、教育委員会の方も財布のひもを締めたのかもしれませんが、この業者も5年度に向けて参考見積りをうちに出していただいている金額で当初予算を組んでいるということですから、やる気はあったというふうな認識をしております。ただ、人がどうしても見つからなかったということがネックであったかなというふうに思います。それで、そんな中で、いろいろ教育委員会の方も、私はいっしょうけんめいやって努力をしたのかなというふうに思いますが、なかなか給食をやっていただける業者って地元にはないのです。それで一応2社に出して、1社がシダックスというところだったのですが、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>こちらに全然給食の値がついていませんで、やはりかなり高かった。人件費がかなり高かったということで、今の山麓で入っている業者になんとかお願いしたというような経緯でございます。</p> <p>その中で、私はちょっと勘違いしてしまっていて、大平議員が言うように、16日に可決した新年度予算を4年度中に補正をかけるということができないというふうに、勝手に私は判断しておりまして、それはやはり第2回目の、一番早くても6月に補正をかけるのだろうというような認識を私も持っていたと。本当に勉強不足で申し訳ないなというふうに思っております。役場のシステムが4月1日以降でないと新年度の会計が動かないものですから、そうなんだろうというふうにちょっと勝手に解釈していたところがございます。大変申し訳なかったというふうに思います。</p> <p>それから、そういったような事情で、今の新しい業者の方も各町村で実績をしていると、それしかないのですよね。もう1社の業者が高いものですから、今の業者を判断するのは他町村の実績、それから今2か月足らずですけれども、今の給食の状況といたしますか、作っている状況を、業務の状況を把握しないことにはちょっとできないと。もう一度いろいろな業者を選定して見積り合わせをするということは可能だと思いますので、それはちょっと今後検討できるかなというふうに思います。</p> <p>それからもう一つ、私は謝らないとならないのは、入札行為に必ずしも執行者が出ている町村というのがないのです。出てないという首長さんもたくさんいらっしゃったものですから、私がいるときには、真狩の場合は全部入札というものは出ているのですけれども、見積り合わせまでは全部確かに出ていなかったかなというふうに思います。今後、そういうような金額の上で必要であれば、それについても出るように努めていきたいというふうに思っておりますので、御了承を願いたいと思います。大変事務の流れが悪くて大変御迷惑をおかけしました。申し訳ありません。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	他に質疑はありませんか。(なし)
	〃	これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 23	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第2号)を採決します。</p> <p>この表決は、起立によって行います。</p> <p>議案第5号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(賛成者6名起立)</p>
	〃	着席ください。
	〃	<p>起立多数です。</p> <p>よって、議案第5号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 23</p> <p>議案第6号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第6号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,285万1千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年6月21日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>3款、1項、1目、22節 償還金, 利子及び割引料、過年度保険税還付</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>金 47 万 2 千円の追加です。被保険者が過年度において社会保険の加入により資格を喪失しておりましたが、その手続が本年度になって行われたため、その間の保険料を還付するものでございます。</p> <p>歳出合計、補正前の額 1 億 3,237 万 9 千円、補正額 47 万 2 千円の追加、補正後の額 1 億 3,285 万 1 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>4 款、1 項、1 目、1 節 繰越金、前年度繰越金 47 万 2 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、202 万円になります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 1 億 3,237 万 9 千円、補正額 47 万 2 千円の追加、補正後の額 1 億 3,285 万 1 千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 6 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 6 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 24	議 長 (佐伯秀範)	<p>日程 24</p> <p>議案第7号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第7号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,033万6千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年6月21日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、3節 職員手当等、住居手当32万円の追加です。4月の人事異動により職員の入れ替わりがあり、支給対象者が配置されたため、追加するものです。</p> <p>2目、10節 需用費、施設等維持修繕98万5千円の追加です。泉地区にある御保内ポンプ場の屋根が雪害により破損したため、その修繕費を追加するもので、全額建物災害共済保険金で賄われます。</p> <p>歳出合計、補正前の額1億4,903万1千円、補正額130万5千円の追加、補正後の額1億5,033万6千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>5款、1項、1目、1節 繰越金、前年度繰越金32万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、341万5千円になります。</p> <p>6款、1項、1目、1節 雑入、建物災害共済保険金98万5千円の追加です。御保内ポンプ場の雪害による破損に対する保険金となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額1億4,903万1千円、補正額130万5千円の追加、補正後の額1億5,033万6千円となるものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第7号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第7号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
日程 25	〃	日程 25 発議第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。 提出者 大町徹君より提案理由の説明を求めます。 大町徹君
	2 番 (大町 徹)	発議第1号 令和5年6月21日 真狩村議会議長 佐伯秀範様 提出者 真狩村議会議員 大町徹 賛成者 真狩村議会議員 陰能裕一

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。</p> <p>朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。</p> <p>地方財政の充実・強化に関する意見書（案）</p> <p>いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。</p> <p>しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。</p> <p>このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。 2. 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。 3. 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。 4. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>の責任において確保すること。</p> <p>5. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準を OECD（経済協力開発機構）先進国なみの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。</p> <p>6. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。</p> <p>7. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。</p> <p>8. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。</p> <p>9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。</p> <p>10. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。</p> <p>11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和5年6月21日 北海道真狩村議会 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策・男女共同参画) 宛</p> <p>御審議の上、採択賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については、質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 26	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 したがって、本案については、質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。
	〃	これから発議第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 発議第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 26 議員の派遣についてを議題とします。 お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。
	〃	お諮りします。 ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任されたいと思えますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
日程 27	〃	異議なしと認めます。 したがって、ただいま議決した事項の変更については、議長に一任することに決定しました。 日程 27 閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14 : 39 閉会	議 長 (佐伯秀範) 〃	<p>運営委員長から申出があります。 これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定しました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 会議を閉じます。 これで、令和5年第2回真狩村議会定例会を閉会します。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 向 井 忠 幸 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 大 町 徹 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/>